



海外駐在員にまつわる税務知識と諸手続き

平成24年10月16日



あいわ税理士法人



はじめに

日本企業の海外進出の状況etc

海外勤務者にまつわる税務基礎知識

I 居住者・非居住者の判定

II 課税される所得の範囲

III 給与に係る源泉徴収

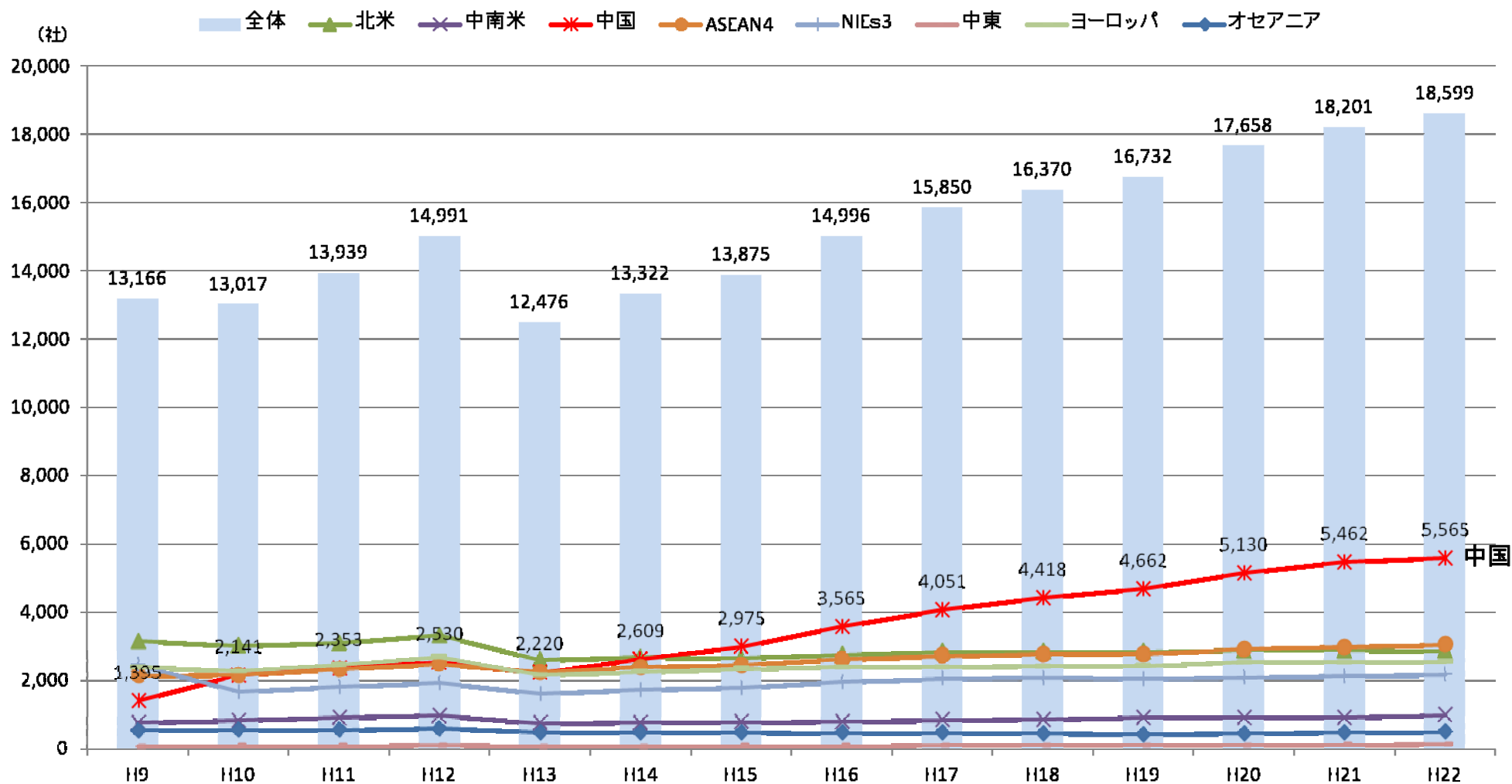
IV 租税条約(183日ルール)

V 出国時の税務手続き

VI 事例＜海外子会社への人の派遣＞

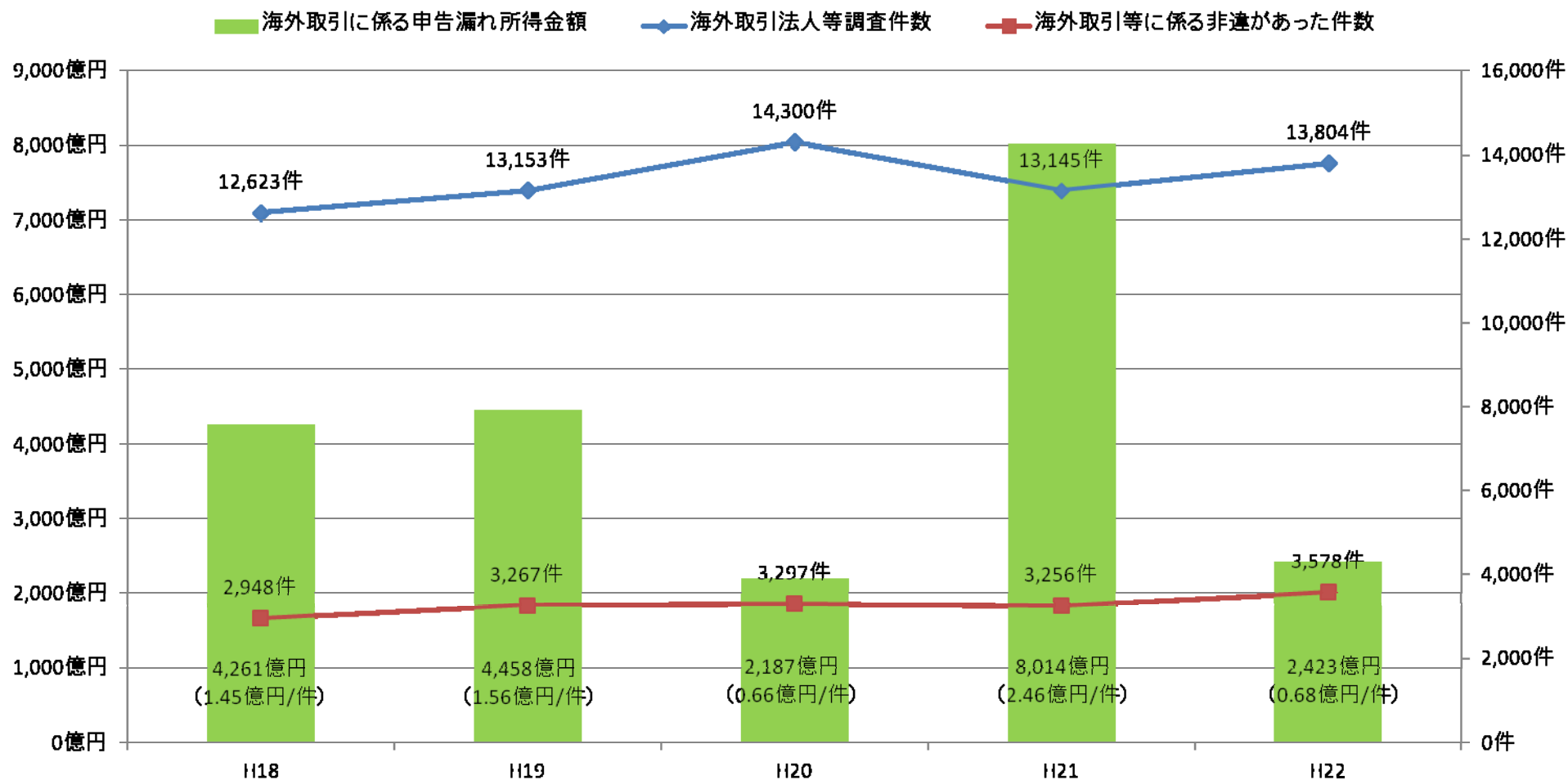
＜参考資料＞海外勤務者・来日外国人の源泉徴収実務ケーススタディ

<現地法人数の地域別推移>



(出典:経済産業省「海外事業活動基本調査」より)

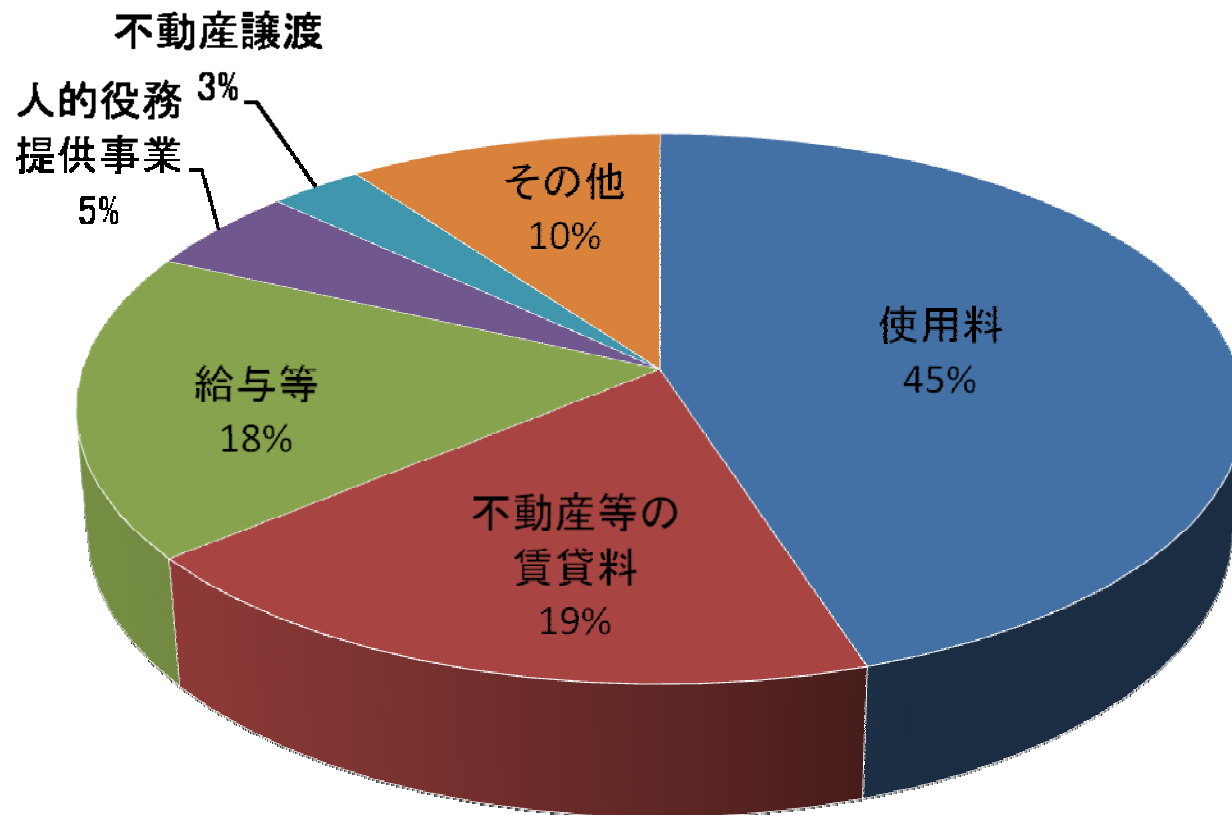
＜海外取引にかかる税務調査の実施状況＞



(出典: 国税庁「平成22事務年度 法人税等の調査事績の概要」より)

＜国際源泉所得税の非違の内訳＞

※追徴税額が2,000万円以上のものに限る



(出典: 国税庁「平成22事務年度 法人税等の調査事績の概要」より)

我が国の租税条約ネットワーク

(53 条約、64 力国・地域適用／平成24 年4月末現在)

(注1)旧ソ連等との条約が継承されているため、53 条約に対し、64 力国・地域適用となっている。

(注2)「※」は、租税に関する情報交換規定を主体とするもの。

○ 租税条約の主な目的・・・二重課税の調整、脱税及び租税回避への対応、投資・経済交流の促進



(出典:財務省HPより)

海外勤務者にまつわる
税務基礎知識

I 居住者・非居住者の判定①(基本)

海外勤務者が、どの区分に属するかにより課税される所得の範囲が異なります。まずは、居住者・非居住者の区分が重要です。海外勤務者が居住者・非居住者のいずれに該当するかの検討は、その居住形態を確認することから始まります。この判断を誤ると、その後の検討が全て誤る結果となります。 まずは、居住者と非居住者の区分を正しく理解しましょう。

<1> 海外勤務者の区分

区分		定義
居住者	永住者	国内に住所を有し 、又は現在まで引続いて一年以上居所を有する個人のうち、非永住者以外の個人
	非永住者	国内に住所を有し、又は現在まで引続いて一年以上居所を有する個人のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人
非居住者		居住者以外の個人

<2> 住所の有無

住所の意義については、所得税法上明確な定義はなく、その者の有する職業、生計を一にする配偶者その他の親族、国籍、住居又は資産の所在状況によって総合的に生活の本拠がどこにあるのかを判断し、住所の有無を決める必要があります。



本人に定住の意思があるかどうかではなく、
生活の本拠がどこにあるかを客観的事実に基づいて判断。

※居所とは、生活の本拠ではないが、多少の期間継続して現実に居住する場所をいいます。

I 居住者・非居住者の判定②(住所の推定)



現実的に客観的事実に基づいて「住所」の有無を判定することが困難なケースが想定されることから、可能な限り形式的に、かつ客観的に判断できるように「住所の推定」規定が設けられています。

実務上もこの推定規定を拠り所にして判断することが多いため、内容を理解しましょう。

<住所の推定規定>

区分	推定規定	実務対応
海外勤務者	その者が国外において継続して 1年以上 居住することを通常必要とする職業を有する場合 ↓ 「非居住者」に該当	その海外勤務者の海外における勤務期間が 契約等においてあらかじめ1年未満 とされている場合を除き、海外で継続して1年以上居住するものと判断する。
来日外国人等	その者が国内において継続して 1年以上 居住することを通常必要とする職業を有する場合 ↓ 「居住者」に該当	その来日外国人等の日本における勤務期間が 契約等においてあらかじめ1年未満 とされている場合を除き、日本で継続して1年以上居住するものと判断する。

(注) 推定規定は実態判断に優先するものではないため、実態が上記形式と食い違う場合は、あくまでも実態で判断します。

➡ 辞令、出向契約書等で海外勤務期間を明確にする。
海外勤務期間が明らかでない場合は、「非居住者」に該当。

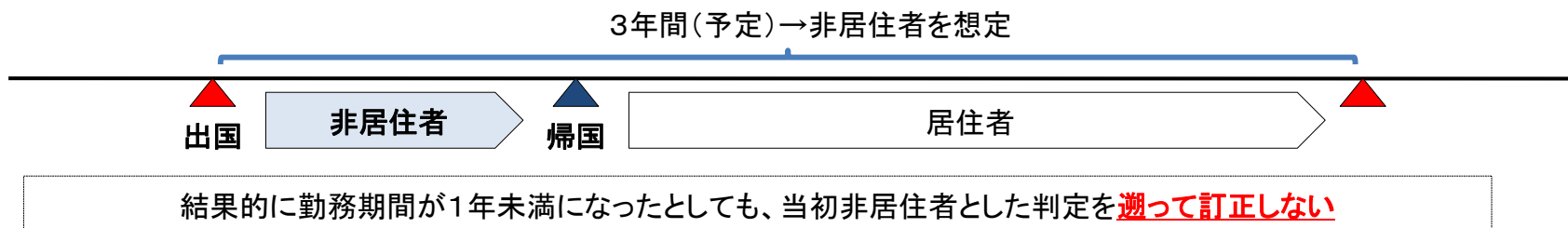
I 居住者・非居住者の判定③(勤務期間の変更)



当初1年未満を予定していた勤務期間が、結果として1年以上となってしまった場合、逆に1年以上を予定していた勤務期間が結果として1年未満となってしまった場合、居住形態の判断はどのようになるのでしょうか。
実務上は、状況の変化により、事後的に勤務期間が変わることがあるため、これらの取扱いを確認しましょう。

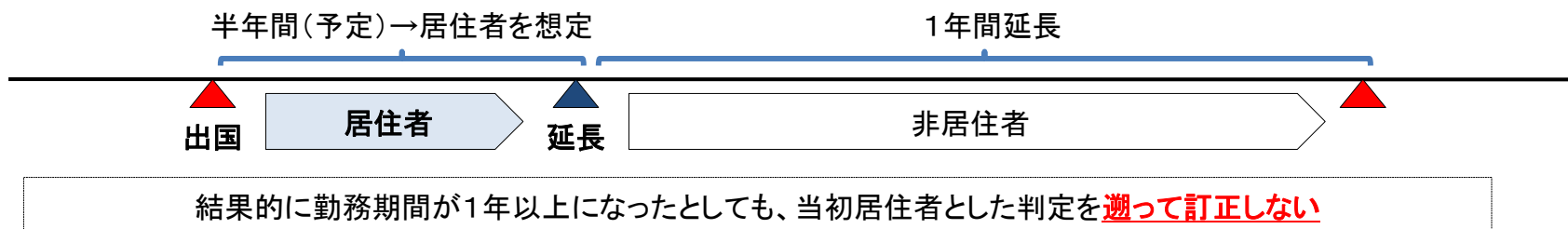
<1>1年以上の予定が1年未満になった場合

例えば、当初3年間の海外勤務を予定して出国したものの、諸事情により半年で帰国…



<2>1年未満の予定が1年以上になった場合

例えば、当初半年間の予定で海外勤務を予定して出国したものの、諸事情により1年間延長…



Ⅱ 課税される所得の範囲①(基本)



居住者・非居住者の区分に応じて、日本で課税される所得の範囲(課税所得)が決まります。
この判断は会社が取べき手続き、個人が取べき手続きに影響を与えるため、正しく理解する必要があります。

<1> 居住形態と課税対象の関係

所得			居住者		非居住者
			永住者	非永住者	
国内源泉所得	国内払い・国外払い問わず		課税	課税	課税
国外源泉所得	国内払い				非課税
	国外払い	国内送金有り			
		国内送金無し			

<2> 年の途中で居住形態が変わった場合

個人が1年間の間に、複数の居住形態に該当した場合、それぞれの居住形態別に、それぞれの期間内に生じた課税対象となるべき所得に対し課税されます。



海外勤務者が居住者に該当する場合、これまでの取扱いとまったく変わらず



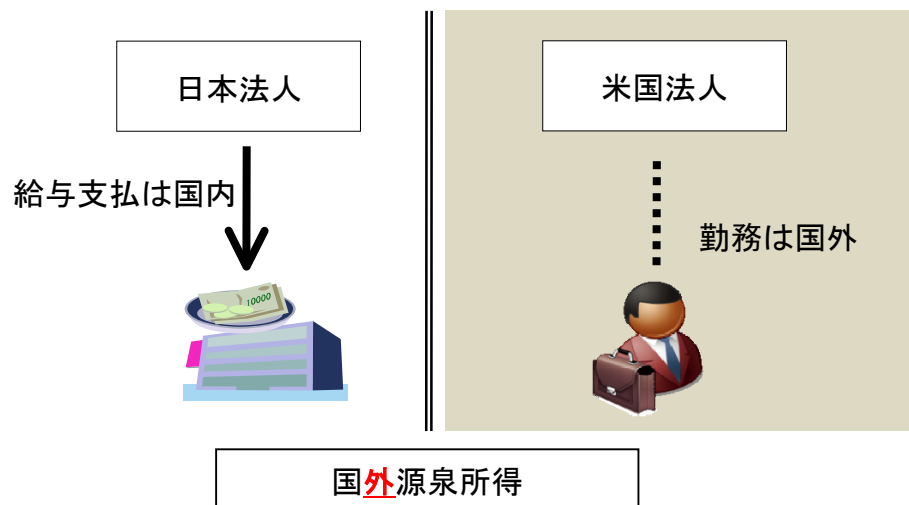
海外勤務者が非居住者に該当する場合、「国内源泉所得」のみが日本で課税対象となる。

Ⅱ 課税される所得の範囲②(国内源泉所得)

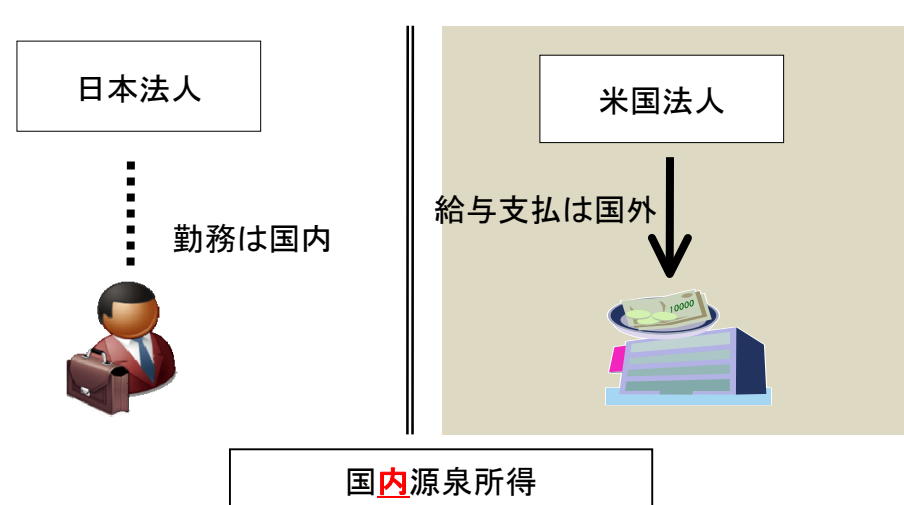
海外勤務者が受け取る給与が国内源泉所得・国外源泉所得のいずれに該当するかは、その「勤務」がどこで行われたかにより判断します。したがって、国内での勤務に対して支払われる給与は国内源泉所得に該当し、国外での勤務に対して支払われる給与は国外源泉所得に該当します。
その給与がどこで支払われたか(支払場所)は関係ありません。

<国内源泉所得と国外源泉所得>

海外勤務者の場合



来日外国人等の場合



➡ 原則、海外勤務者が受け取る給与は国外源泉所得に該当。
したがって、日本では課税されない。

※非居住者の勤務が国内と国外の双方にわたって行われた場合は、日数按分により国内源泉所得を算出します。

$$\text{給与・賞与の総額} \times \frac{\text{国内において行った勤務の期間}}{\text{その総額の計算の基礎となった期間}} = \text{国内源泉所得}$$

Ⅱ 課税される所得の範囲③(出国時の例外)

海外勤務者に出国後最初に支払われる給与・賞与については、居住者期間と非居住者期間をまたぐことになります。前頁において、非居住者の勤務が国内と国外の双方にわたって行われた場合の按分計算を紹介しましたが、これには例外があります。

<出国時の例外>

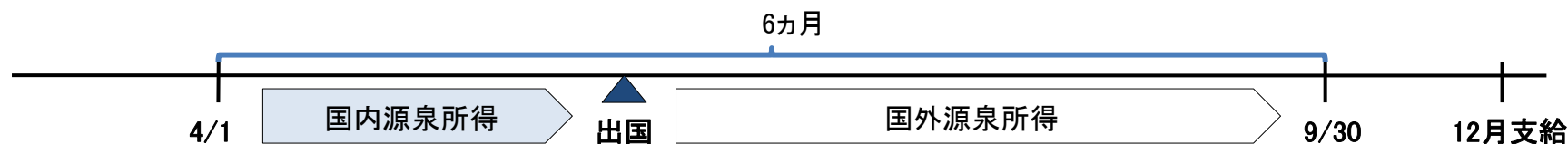
下記のいずれの要件も満たす場合、国内源泉所得はないものとして取扱います(つまり全額が国外源泉所得)

- ①その出国により非居住者となる者であること(→出国しても1年未満等により居住者の場合は、この適用はない)
- ②その支給される給与が、非居住者になった日以後に支給されること
- ③支給対象期間が1月以下を計算期間とするものであること(→つまり月額給与は対象になるが、賞与は対象にならない)
- ④支給される給与の一部だけが国内源泉所得であること(→つまり全額が国内源泉所得の場合は、この適用はない)

月額給与の場合



賞与の場合



支給対象期間のうち、居住者期間を按分し国内源泉所得を算出

※帰国時は、居住者が受ける給与・賞与に該当するため、その全額が日本で課税されることとなります。

Ⅱ 課税される所得の範囲④(役員の場合)



前項の例外として、**役員**については、たとえその「勤務」が国外で行われた場合であっても、国内において行う勤務とされます。したがって、役員に対して内国法人から支払われる役員報酬・賞与は**全て国内源泉所得**に該当します。

ただし、内国法人の役員であっても、国外において、内国法人の**使用人等として常時勤務**している場合には、国内において行う勤務に基づくものだけが国内源泉所得に該当し、課税対象となります。

区分	内容	例示	取扱い
役員	—	—	全て国内源泉所得
使用人として常時勤務する役員	海外にある支店の長として常時その支店に勤務するなど。	取締役ニューヨーク支店長 取締役タイ工場長 etc	国内勤務分→国内源泉所得 国外勤務分→国外源泉所得
一般使用人	—	—	

(注)上記表の役員、使用人として常時勤務する役員等については、所得税法上、明確な定義はありません。

Ⅱ 課税される所得の範囲⑤(経済的利益)



次に、海外勤務者や来日外国人等が受ける経済的利益が、日本国内で課税対象となる給与に該当するかどうかを確認していきます。ここでは、あくまでも日本で課税されるかどうかの判断基準をご紹介しますが、特に海外勤務者が海外子会社から受ける経済的利益の場合には、同様の判断を赴任先国の税法に基づいて行う必要があるため、事前の情報収集が欠かせません。

支度金

海外勤務に伴い必要となる物資等を購入するために、赴任支度金を支給する場合があります。この場合、海外勤務者の職務や地位によって通常必要と認められる範囲内のものであれば非課税となる旅費として取扱われます。

語学研修費

会社が自己の業務遂行上の必要に基づき、社員の職務に直接必要な技術若しくは知識を習得させ、又は免許若しくは資格を取得させるための研修費用等については、これらの費用として適正な金額である限り、課税しなくても差し支えないことになっています。

税金の負担

給与等については課される所得税、住民税(又は現地で発生する同様の税金)は、本来は社員本人が負担すべき税金のため、これを会社が負担した場合は、給与課税の対象となります。

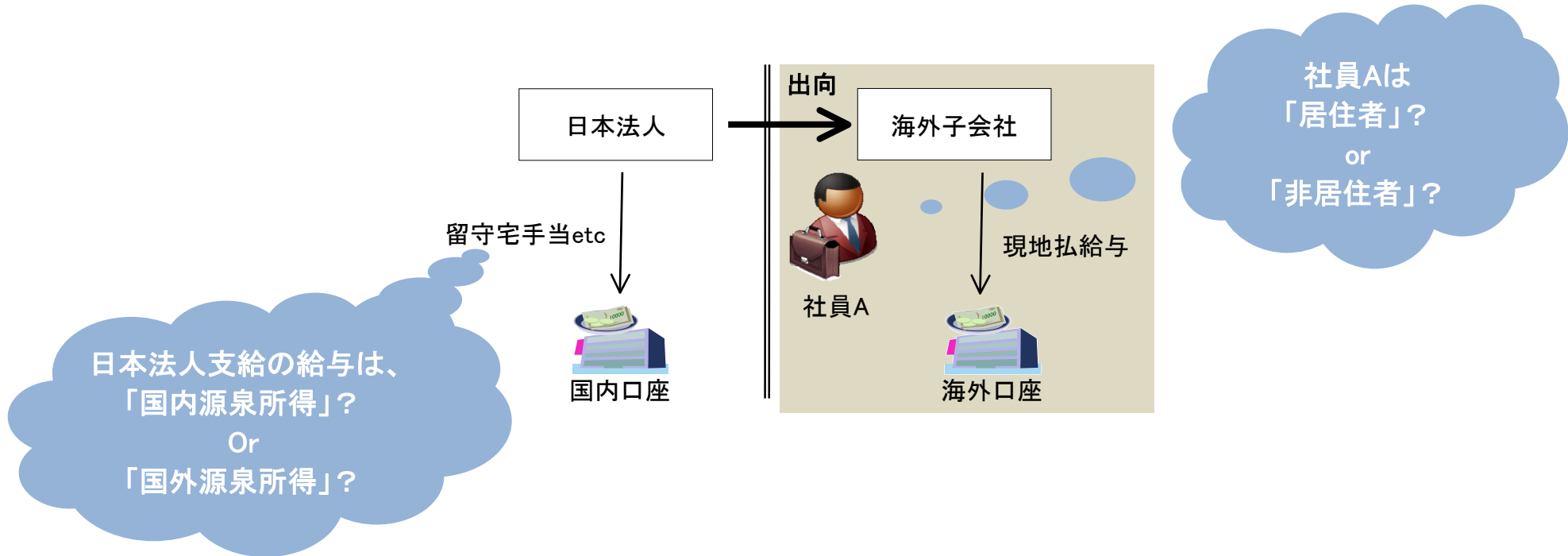
社宅・レンタル家具・水道光熱費

来日外国人等の日本での居住に対し、社宅やレンタル家具を無償提供することや、水道光熱費を負担することは、経済的利益の供与として、給与課税の対象となります。社宅家賃に対しては、使用人又は役員の別、家屋の床面積により、課税すべき賃料相当の金額が異なりますが、レンタル家具や水道光熱費は会社負担相当が給与課税の対象額となります。

帰宅旅費(ホームリーブ)

国外において、概ね2年以上引き続き勤務する外国人に対し、就業規則等の定めるところにより 概ね1年以上の期間を経過するごとに休暇のための帰国を認め、その帰国に必要な支出(その者と生計を一にする配偶者その他の親族に係る支出を含みます)に充てるために使用者から支給される金品については、その帰国に要する往復の運賃程度で通常必要と認められるものである場合に限り、課税しなくとも差支えありません。

日本法人の社員Aが海外子会社へ出向



区分	国内源泉所得	国外源泉所得
社員Aは居住者	いままでの取扱いと変わらず	
社員Aは非居住者	日本で課税対象	日本では課税対象外



内国法人が非居住者に国内源泉所得に該当する給与を支払う場合、支払時に支払額の20%相当額の源泉税を徴収し納付する必要があります。さらに、外貨建で支払う場合は源泉徴収税額を算出する上での換算ルールにも注意する必要があります。

<非居住者に対する源泉徴収税率と納付時期>

非居住者に対する源泉税率…一律20%（租税条約による軽減はありません）
納付期限…翌月10日

<外貨換算ルール>

来日外国人等（または海外勤務者）に現地国通貨で国内源泉所得に該当する給与等を支払う場合、源泉徴収すべき税額は、その外貨による支払額を円貨に換算し、その円換算額に20%の税率を適用して計算します。
この場合、円換算には一定のルールがあります。

支払方法	換算ルール
外貨表示を円貨で支払う	契約等において定められている換算方法等に従って換算
外貨表示を外貨で支払う （支払期日の定めあり）	支払期日における、その外貨に係るTTB(電信買相場)により換算 （支払いが著しく遅延している場合を除き、実際支払日のTTBによることも可）
外貨表示を外貨で支払う （支払期日の定めなし）	実際支払日のTTBにより換算

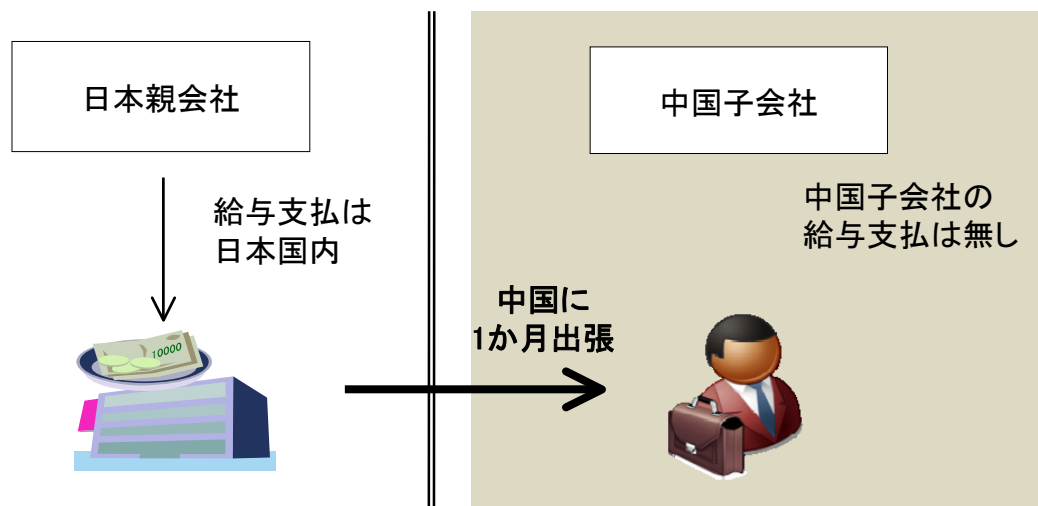
※TTBは、その支払をする者の主要取引金融機関公表数値によります。

IV 租税条約(183日ルール)



たとえば、日本親会社の社員が中国子会社に1か月出張するケースを考えてみましょう。
原則的な考え方に従えば、日本居住者が中国国内での働きに対して受ける給与は、「国外源泉所得」に該当し、日本で課税されると同時に中国でも課税されることになります。
しかし、このような手続きは非常に煩雑であることから、多くの租税条約において「短期滞在者免税」制度が設けられています。

日本親会社の社員が1か月、
中国子会社に出張する場合



「短期滞在者免税」制度

原則、中国でも申告納税



ただし、183日ルールの適用により、
中国での申告納税が免除される制度があります。

IV 租税条約(183日ルール)



租税条約とは、国際間の二重課税の防止等を目的とし、国と国との間で締結される条約です。租税条約と国内法の規定が異なる場合は、租税条約の規定が優先的に適用されます。実務上広く浸透している、短期滞在者免税(いわゆる183日ルール)も租税条約上の取り決めとなります。実務上は「183日」と言う日数要件ばかりに気にしがちですが、適用要件はそれだけではありません。日中租税協定を例に適用要件と注意点を確認しましょう！

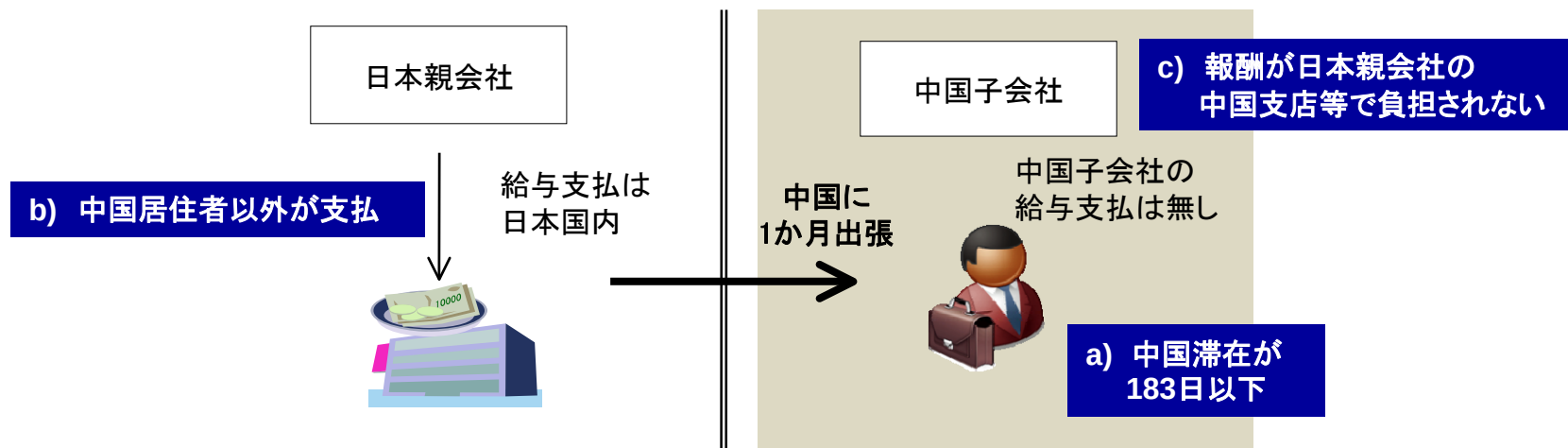
日本親会社から中国子会社への出張者(日本居住者)の場合を例にとって確認してみます。

<短期滞在者免税の適用要件～日中租税協定の場合～>

日中租税協定第15条②

一方の締約国(日本)の居住者が他方の締約国(中国)内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国(日本)においてのみ租税を課することができる。

- (a) 報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十三日を越えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。
→その年を通じて合計183日を超えない期間、中国に滞在すること
- (b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わるものから支払われるものであること。
→報酬が中国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。
- (c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されものでないこと。
→報酬が雇用者(日本親会社)の中国国内に有する恒久的施設(支店等)によって負担されるものでないこと。

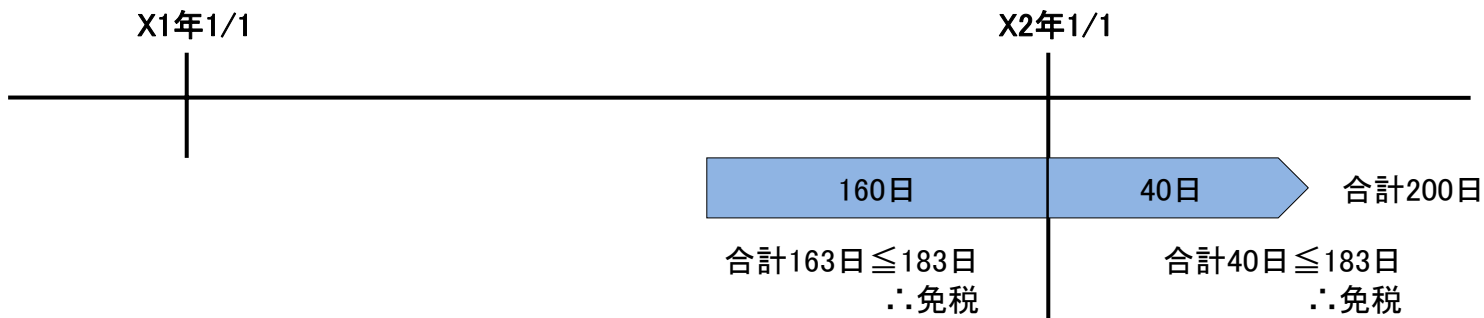




<183日のカウント方法>

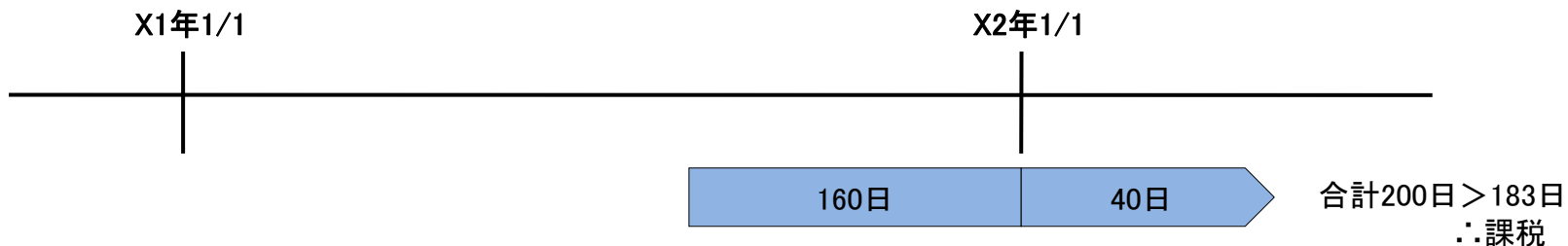
暦年単位(課税年度)で判定するもの

例) 日中租税条約、日韓租税条約、日独租税条約、日本ベトナム租税条約 etc



連続する12ヵ月間で判定するもの

例) 日米租税条約、日英租税条約、日仏租税条約、日本シンガポール租税条約 etc



※その課税年度に開始もしくは終了するすべての12ヶ月間で判定します



海外勤務期間が1年未満であることが明らかな場合を除き、出国の翌日から日本の「非居住者」に該当することになります。この場合、年末調整や納税管理人の選任などの手続きが必要になるケースがあります。

ここでは、海外勤務者(非居住者)の出国時に必要な税務手続きについて確認していきます。

<1> 年末調整

年途中で海外勤務者として出国する場合には、その年1月1日から出国の日までに支給期の到来した給料・賞与について、**出国時までに年末調整を行います**。原則的に通常の年末調整と同様ですが、各種所得控除については下記によります。

- 人的控除(扶養控除、配偶者控除等)
出国の日の現況で判定します(合計所得金額は出国時の現況によりその年1/1～12/31分を見積ります)。
- 物的控除(社会保険料控除、生命保険料控除等)
居住者であった期間内に支払った社会保険料、生命保険料等によります。

<2> 住宅ローン控除の適用対象者の場合

住宅ローン控除制度は、居住者が毎年12月31日まで引続きその住宅に居住している場合に適用されます。
したがって、海外勤務者として年途中で非居住者として出国した場合には、たとえ家族が引続きその住宅に居住していたとしても、**出国の年以降は、同制度の適用を受けることができません**。

ただし、帰国後、再びその住宅に居住した場合には、その再居住年分以後については、再度、住宅ローン控除が適用されます。
この住宅ローン控除の再適用を受けるためには、**出国時までに所轄税務署に「転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書」を提出**する必要があります。

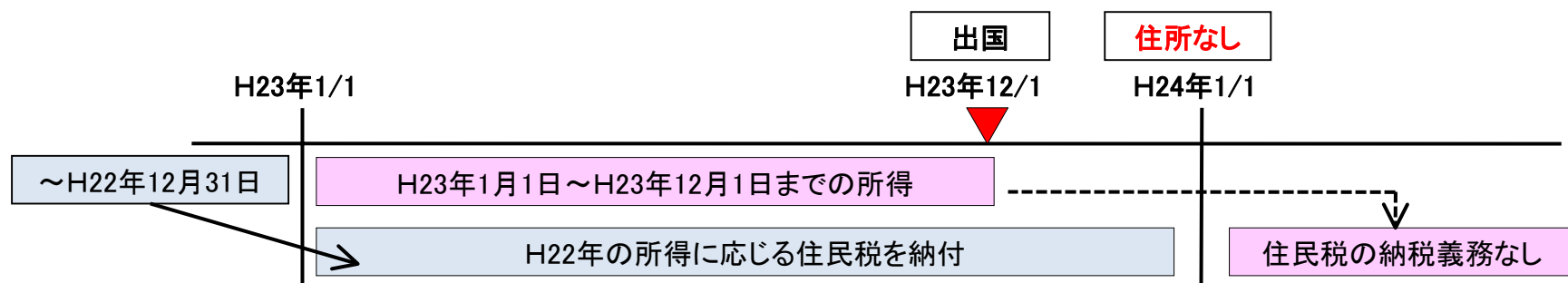
V 出国時の税務手続き②(住民税)



個人に課される住民税は、毎年その賦課期日(1月1日)現在において市町村内に住所を有する個人に対して前年度の所得に応じて課税されます。実務上は海外勤務者が出国した年や来日外国人等が帰任した年の取扱いに注意する必要があります。

<住民税の仕組み>

横浜在住A氏は中国子会社へ出向することになったため、平成23年12月1日に出国しました。勤務期間は2年を予定しています。この場合、出国後A氏に住民税は課されるでしょうか。



※1 出国のタイミング、出国後の給与の支給方法により、出国時に未徴収の住民税が精算されます。

※2 住所の有無の判断にあたっては、基本的には所得税の考え方と同じとなります。

<出国後の徴収方法>

出国の時	取扱い
その年の6月1日～12月31日	(原則) 出国後の徴収方法は「普通徴収」に切り替わります。 (特例) 納税義務者から一括徴収の申し出があったときは、残余の住民税額を一括徴収します。
その翌年1月1日～4月30日	(原則) 出国後の徴収方法は「普通徴収」に切り替わります。 (特例) 5月31日までに支払われるべき給与等が未納の特別徴収税額の全額を超えている場合は一括徴収されます。
その翌年5月1日～5月30日	5月分については「特別徴収」され、6月以降に徴収される前年分の所得に対する住民税については、「普通徴収」に切り替えられます。

V 出国時の税務手続き③(納税管理人・確定申告)



海外勤務者が出国することにより、居住者から非居住者になる場合、その者が給与所得のみを得ている場合は、役員に該当しないかぎり、出国後の給与は国外源泉所得と考えられます。この場合は、出国直前に年末調整を行うことにより、日本での課税関係は終了します。ただし、その者が日本で不動産収入等を得ている場合など、出国後もなお給与所得以外の所得を得ている場合、引続き確定申告をする必要があります。この場合、自分に代わって確定申告をする人を選ぶ必要があり、この非居住者に代わって税務代行をするのが「納税管理人」となります。

<手続き>

- ① 納税管理人を定めたときには、納税地を所轄する税務署に「納税管理人の届出書」を提出する必要があります。
- ② 納税地を所轄する税務署とは、納税管理人を選任した納税義務者本人の納税地のことであり、納税管理人の納税地ではありません。
- ③ 納税管理人は日本の居住者であれば誰でもかまいません。

「納税管理人の届出書」

①国税庁HP→②申告納税手続き→③税務手続案内→④申告所得税関係→⑤所得税・消費税の納税管理人の届出手続き

※出国後も総合課税となる国内源泉所得を得る者が上記取り扱いの対象になります。

(総合課税の対象となる国内源泉所得)

- ◆ 国内にある不動産を売却し収入がある
- ◆ 国内にある不動産を賃貸しており、賃料収入がある など



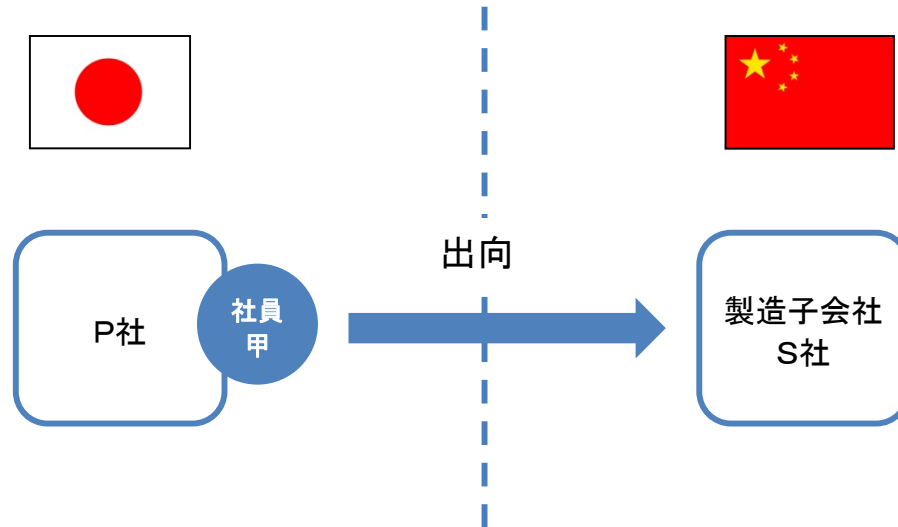
給与以外に不動産収入などがある場合確定申告が必要。
その場合には「納税管理人」の選任が必要。

Question

当社(P社)の中国子会社S社では、当社製品に組込む一部部品の製造をメインで行っておりますが、不良品の発生率が高く、歩留まり向上が最優先課題となっています。そこで、当社の技術部門の社員甲を2年間S社へ出向させ、現地で技術指導にあたらせようと考えています。この出向に関し、税務上、何か注意すべきことはありますか？

Answer

S社は、中国における給与水準等を勘案した給与を負担する必要があります。また、甲は2年間の予定での出向とのことですので、出国時より非居住者として取り扱われます。なお、甲がP社の中国における恒久的施設(PE)に該当するかどうかの検討が必要になります。





解説

①海外子会社が支給する給与水準

- ・ S社は出向社員 甲からの労務提供に対して給与を負担する。
- ・ ただし、S社が所在する中国における物価水準、給与慣行、労働法規等を勘案して負担額を決める。

②出向社員甲への課税

- ・ 個人が国外で継続して1年以上居住することが見込まれる場合には、日本の非居住者に該当する
- ・ この場合、甲は中国で納税義務を負う
- ・ P社が負担する給与がある場合、国外源泉所得に該当するため日本では課税対象外

③中国におけるPE課税(地域によって取扱いが異なる)

- ・ 出向社員がP社の中国におけるPEと認定されるケースがある。現地に恒久的施設(PE)があると認定された場合、P社として現地での税務申告が必要となる。

※1 恒久的施設(PE)とは？

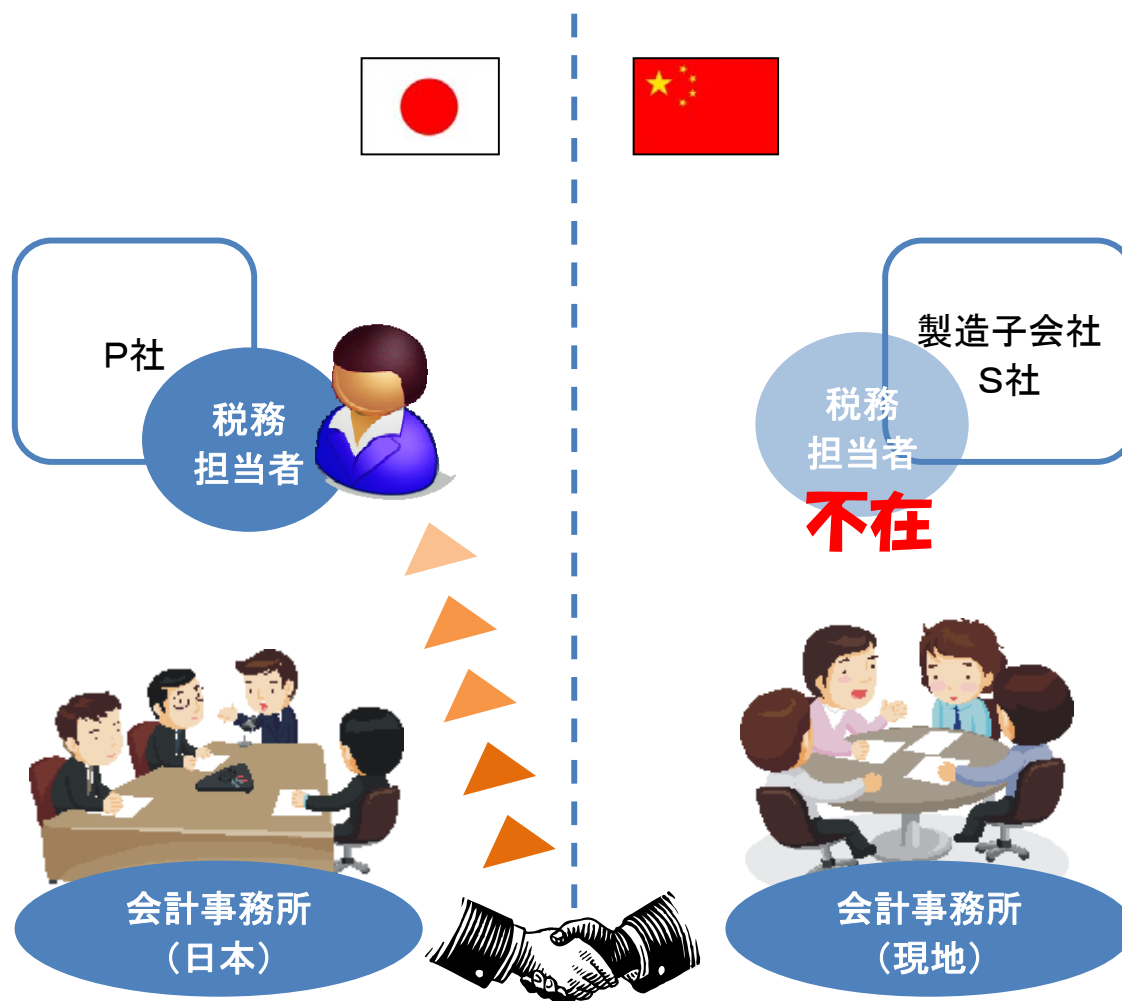
国際税務においては、「PEなければ課税なし」という原則があります。日本の国内法では、PEは次の3つに区分されます。

- a.支店、工場その他事業を行う一定の場所(1号PE)
- b.建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務提供を1年を超えて行う外国法人(2号PE)
- c.国内に自己のために契約を締結する権限のあるものその他これに準ずる者を置く外国法人(3号PE)

※2 日中租税協定 第5条(恒久的施設)5

「一方の締約国の企業が他方の締約国内において使用人その他の職員を通じてコンサルタントの役務を提供する場合には、このような活動が単一の工事又は複数の関連工事について12ヵ月の間に合計6ヶ月を超える期間行われるときに限り、当該企業は、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。

中小・中堅企業が海外進出する場合、現地子会社に税務・会計の専任者を配置する余裕がないケースがほとんどであり、本社の税務担当者が、当面、現地子会社の税務・会計業務を兼務することとなります。このようなケースでは、現地の会計事務所と日本の会計事務所の連携によるサポートが欠かせません。





あいわ税理士法人のご案内

■ 会社概要

商号	あいわ税理士法人
所在地	〒108-0075 東京都港区港南2-5-3 オリックス品川ビル4F
設立年月日	平成4年7月(平成14年11月にあいわ税理士法人へ組織変更)
代表社員	石川正敏(公認会計士・税理士)
パートナー	齊藤毅(公認会計士・税理士)、小川賢一(税理士)、 尾崎真司(税理士)、杉山康弘(税理士)
従業員数	グループ全体:約100名 あいわ税理士法人:32名(うち公認会計士4名、税理士・有資格者21名、科目合格者7名)
関与先数	約280社
HPアドレス	http://www.aiwa-tax.or.jp

[本日のセミナー内容、その他ご質問等がございましたら、下記までお気軽にご連絡下さい。](#)

【担当】 税理士 杉山康弘 (sugiyama@aiwa-tax.or.jp)
TEL: 03-5715-3316 FAX: 03-5715-3318



＜参考資料＞

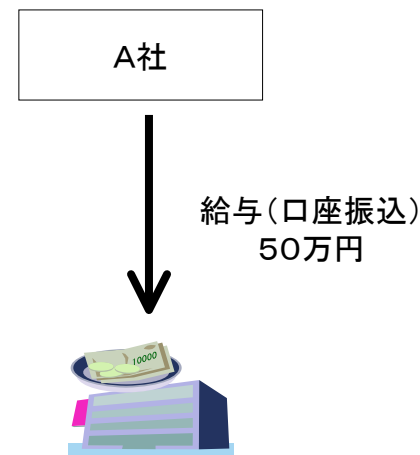
海外勤務者・来日外国人の
源泉徴収実務ケーススタディ

日本法人A社はおもちゃの企画、製造、販売を行っている会社です。

A社は自社で工場を有していないため、製造は外注に出し、その多くはタイの製造会社に委託しております。このため、商品の金型や預け在庫は全てタイの製造委託先にあります。

今回、タイでの洪水事故に際し、A社の製造委託先も甚大な被害をうけているようで、製造ラインもストップしているとの報告を受けました。そこで、A社の製造部門の責任者B氏が、現地の状況を把握し、復旧に向けた対応策を練るため、3ヶ月の予定で現地に派遣されることになりました。この場合、A社及びB氏の税務上の処理として、どのように対応すればよいでしょうか？

なお、この3ヶ月間の給与は、引続きA社からB氏の国内の口座に振り込む予定です。また、B氏は給与等以外の所得はなく、タイの現地企業からB氏に給与等が支給されることはありません。





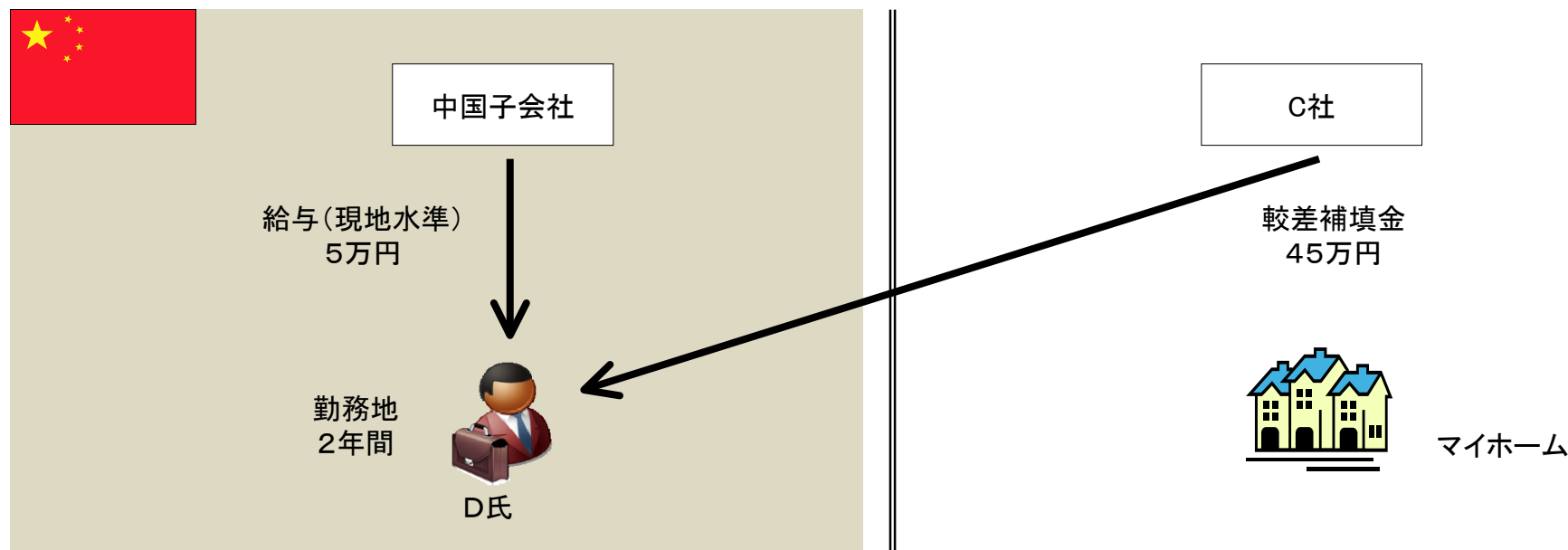
I 居住形態の確認	派遣期間が3ヶ月の予定であることから、国外での滞在期間が1年未満であることが明らかなです。このため、B氏は国内に住所を有するものと推定され、居住者に該当します。
II 課税対象の範囲の確認	B氏は居住者に該当しますから、国内・国外を問わず全ての所得が課税の対象となります。
III 給与課税の範囲の確認	給与課税の対象となるのは、A社から振り込まれる給与のみです。
IV 支給方法と課税方法の確認	支給方法としては、A社からの支給のみです。このため、支給時にA社が源泉徴収をする必要があります。
V 租税条約の確認	タイでの滞在期間が180日以下であり、またタイの現地法人からの給与等の支給はないとのことなので、タイ側で短期滞在者免税の適用を受けることが可能です。(タイとの租税条約では183日ではなく180日と規定)
VI 住民税の確認	B氏は居住者であり、給与も引き続き日本の会社から支給されますので、特別徴収が継続されます。なお、翌年1/1に住所を有していれば、翌年も住民税が課されます。
VII 会社の対応	今まで通り、給与支給時に源泉徴収及び特別徴収を行えばよく、基本的には年末徴収で税額の精算を行います。
VIII 個人の対応	B氏は給与以外の収入はないため、確定申告をする必要はありません。(ただし、医療費控除等をうける場合は確定申告をする必要があります)

日本法人C社は精密機械の製造メーカーです。数年前から中国に子会社を設立し、現地での販売網の開拓やシェアの拡大に努めてきました。C社は日本国内に自社の工場を有していますが、現地の安い労働力や部品調達を求めて、また昨今の円高圧力もあり、中国現地に製造子会社を設立することになりました。

C社の製品は熟練の技術を要することから、現地での会社設立にあたっては、C社から技術者D氏を出向させる予定です（出国は9/1を予定しています）

出向期間は2年間で予定しており、出向者に対する給与については、現地の子会社に負担させるつもりですが、中国と日本の給与水準の差額については、C社が別途支給する予定です（D氏は給与等以外の所得はありません）。なお、D氏は家族もつれて中国に行くことを予定していますが、D氏は2年前に新居を購入したばかりで、住宅ローン控除の適用を受けていました。

このような場合において、C社及びD氏の税務上の処理としてどのように対応すればよいのでしょうか？



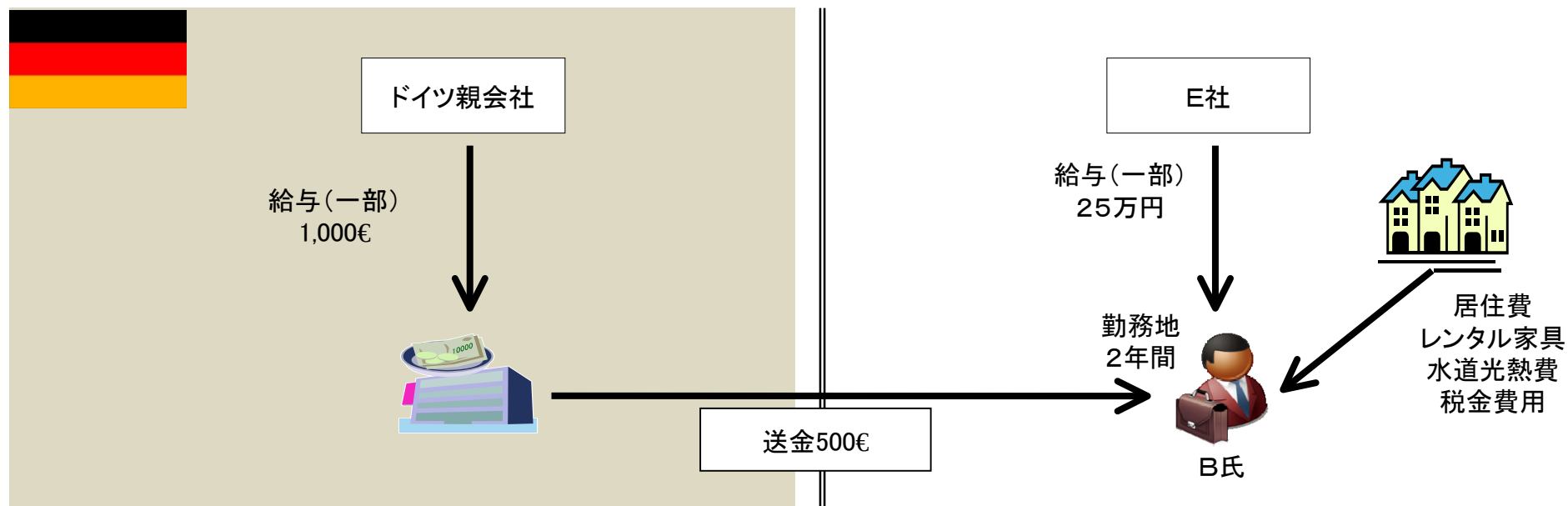


I 居住形態の確認	出向期間が2年間の予定であることから、国内に住所はないものと推定されます。このため、D氏は非居住者に該当します。
II 課税対象の範囲の確認	D氏は非居住者に該当しますから、国内源泉所得のみが課税の対象となります。
III 給与課税の範囲の確認	給与の支給は、中国子会社からとC社の両方から受けていますが、ともに国外での勤務に基づき支給を受ける給与のため、国内源泉所得には該当しません。
IV 支給方法と課税方法の確認	上記Ⅱ・Ⅲにより、国外源泉所得である給与等であるため、日本で課税されることはありません。したがって、C社からの給与支給に際し源泉徴収をする必要はありません。
V 租税条約の確認	中国での滞在期間が183日を超えるため、また中国子会社から給与の支給をうけるため、短期滞在者免税の適用はありません。（日本側での短期滞在者免税の適用あり）
VI 住民税の確認	D氏は非居住者であり、翌年1/1において国内に住所を有していないため、翌年以降は住民税を納める必要はありません。（ただし、持家を有していることから、均等割りの納付は必要となります）
VII 会社の対応	出国に際し年末調整を行い税額の精算を行う必要があります。また、未徴収の住民税がある場合は、D氏の希望により出国前の給与から一括徴収する必要があります。
VIII 個人の対応	D氏は給与以外の所得はないため、出国時の年末調整で税額が精算されます。なお、帰国後住宅ローン控除を再開するために必要な手続きを出国前に行う必要があります。（住民税については、納税管理人を定め、均等割りの納付をして頂く必要があります）

ケース3 ドイツから技術指導員がやって来た！



日本法人E社は自動車部品メーカーであり、ドイツ法人の日本子会社です。
この度、ドイツの親会社から、2年間の予定で技術指導員F氏がやってきました。
F氏の日本滞在中の給与については、一部については引続きドイツ親会社から、本人のドイツ口座に振り込まれ、残りの一部は弊社から支給することになりました(なお、ドイツ口座に振り込まれた給与の一部を日本に送金しています)。
この他、日本での滞在期間中の住居費用、レンタル家具代、水道光熱費、ならびに日本で発生する税金費用は全てE社が負担する予定です。
このような場合において、E社及びF氏の税務上の処理としてどのように対応すればよいでしょうか？
なお、F氏はいままで日本に来日したことはありません。



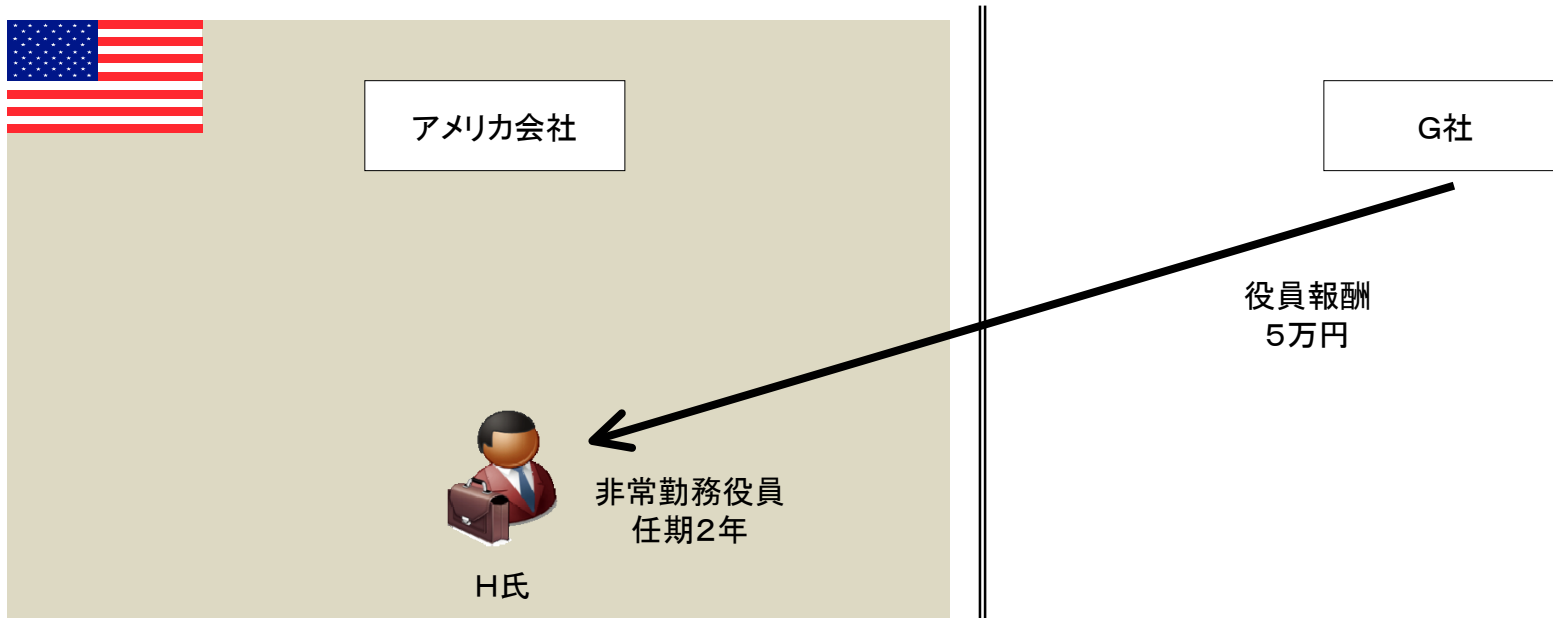


I 居住形態の確認	F氏は2年間の予定で日本に来日していることから、国内に住所を有するものと推定されます。このため、F氏は居住者に該当します。さらに、過去に日本に来日したことがないため、非永住者に該当します。
II 課税対象の範囲の確認	F氏は非永住者であることから、国内源泉所得及び国外源泉所得で国内払い又は国内送金分が課税の対象となります。
III 給与課税の範囲の確認	給与課税の対象は、ドイツ及び日本から支給される給与の他、社宅については通常収受すべき賃料、水道光熱費、レンタル家具代、税金費用については実費相当が対象となります。
IV 支給方法と課税方法の確認	日本から支給する給与については、源泉徴収により課税します（この際会社が負担する諸費用を支給総額に折り込み、グロスアップ計算をする必要があります） 一方、ドイツ支給分については、源泉徴収により課税することができません。
V 租税条約の確認	日本では居住者に該当し、滞在期間も183日を超えるため、短期滞在者免税の適用はありません。（ドイツ側での短期滞在者免税の適用あり）
VI 住民税の確認	2年間の予定で滞在することから、翌年1/1に住所を有していると考えられるため、翌年以降は住民税の納付義務があります。（ただし、F氏は負担しないため、上記Ⅲによりグロスアップ計算が必要となります）
VII 会社の対応	上記Ⅲ・Ⅳによりグロスアップ計算が必要となります。
VIII 個人の対応	ドイツ本国から支給される給与については、源泉徴収による課税がされていないため、追加で確定申告をする必要があります。この際の追加納税分をさらにE社が負担した場合は、負担した時の給与として課税されます。

ケース4 非常勤務役員はアメリカ人！



日本法人G社は医療機器メーカーであり、日本法人とアメリカ法人の合併で設立された会社です。
いままで、代表者をはじめとする常勤役員は全て日本人で日本に居住していますが、今回新たに非常勤役員として、アメリカ法人の役員H氏が就任(兼務)する予定です。
このH氏はアメリカに居住しており、取締役会にはテレビ会議で参加するのみで、日本に来ることはほとんどありません。
今回のH氏の役員就任に伴い、少額ながら弊社からも役員報酬を支給することになりましたが、このような場合において、G社及びH氏の税務上の処理として、どのように対応すればよろしいでしょうか？
なお、H氏の非常勤役員として支給をうける報酬は弊社からの役員報酬のみで、このほか国内源泉所得に該当するものではありません。





I 居住形態の確認	H氏はアメリカに居住し、日本への来日がほとんどなく、住所を有していないため非居住者に該当します。
II 課税対象の範囲の確認	H氏は非居住者に該当するため、国内源泉所得のみが課税の対象となります。 この場合、H氏の勤務地はアメリカですが、G社の役員であるため、内国法人の役員として取得する報酬については、全て国内源泉所得に該当します。
III 給与課税の範囲の確認	給与課税の対象となるのは、G社から支給される給与のみです。
IV 支給方法と課税方法の確認	給与等はG社からのみ支給されるため、その支給時にG社が源泉徴収をする必要があります。 この場合、非居住者に対する給与等の支払いのため、源泉税率は一律20%となります。
V 租税条約の確認	G社から支給される報酬は、内国法人の役員として取得するものであるため、短期滞在者免税の適用を受けることはできません。
VI 住民税の確認	H氏は日本に住所を有していないことから、住民税の納税義務はありません。
VII 会社の対応	上記IVにあるように、報酬支払時に20%の源泉徴収が必要です。また、法定調書の作成提出も必要になります。この他、H氏が本国で外国税額控除を受ける場合には、G社納税証明書を取得してあげる必要があります。
VIII 個人の対応	H氏はこの他国内源泉所得を有していないため、確定申告をする必要はありません。



PROFESSIONAL

あいわ税理士法人

AIWA TAX ACCOUNTANTS CORPORATION

あいわ税理士法人のご紹介

■ ご挨拶

提案する税理士集団として

いい税理士とは何か。やりがいある税理士業務とはどんなものか。

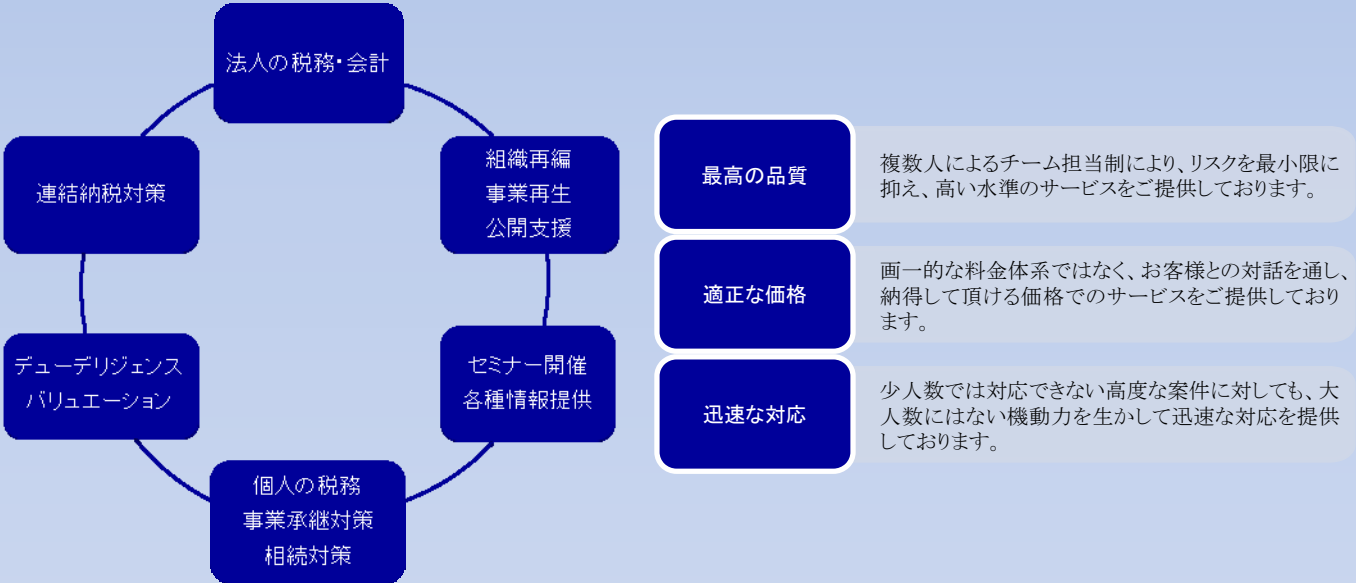
会社法改正や企業再編など、会計・税務を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。いまこそ、税理士のあるべき役割が問われているのではないのでしょうか。

税務申告書の作成は確かに重要です。しかし、基本的には誰が作成しても同じはずです。むしろ、今後の経営戦略や財務の諸問題などについて、経営者の方と一緒に検討していくことが大切だ、と私たち“あいわ”は考えます。

税務・会計に関するさまざまなご質問・ご相談にお応えするだけでなく、経営上有益なアドバイスや資料を提案。そして、経営の判断・意思決定と密に係わっていく提案型の税務コンサルティング・・・。

税理士だからできること、“あいわ”にしかできないことを、私たちは追求していきます。

■ サービス内容



■ 関与先概要

形態	業種	売上規模	従業員数
上場企業	建設業	9,000億円	13,000人
	製造業	4,000億円	6,000人
	卸売業	2,000億円	2,000人
	サービス業	460億円	1,100人
	通信業	100億円	300人
	サービス業	20億円	70人
非上場企業	製造小売業	370億円	1,400人
	製造業	300億円	3,500人
	製造業	170億円	700人
	建設業	150億円	180人
	サービス業	140億円	500人
上場企業およびそのグループ企業		約80社	
非上場企業		約200社	

■ 組織再編の豊富な実績

過去3年で約40件（過去10年では100件超）の組織再編事例に携わっており、その内訳には、合併・分割・現物出資・株式交換・株式移転・現物分配・事業譲渡と組織再編税制で規定するすべての組織再編が含まれております（社員・職員の80%以上に組織再編スキーム検討、または、申告書作成・レビューの経験があり、これらについては最終的に組織再編チームのチェックを受ける体制を整えています）。

また、これらの組織再編の実行に際しては、法人課税・株主課税・欠損金等の取扱いについての事前の十分な検討の他、既に連結納税を採用している法人や、連結納税採用を検討している法人については、組織再編が連結納税へ与える影響も考慮しております（弊法人では、連結納税についても、開始・加入・離脱・廃止も含め様々な事例に携わっております）。

なお、組織再編税制・連結納税に関して、「グループ法人税制の実務詳解Q&A」等の書籍の発行や、「週刊税務通信」「税務QA」等への記事の寄稿もしております。

■ デューデリジェンス及びバリュエーションの実績

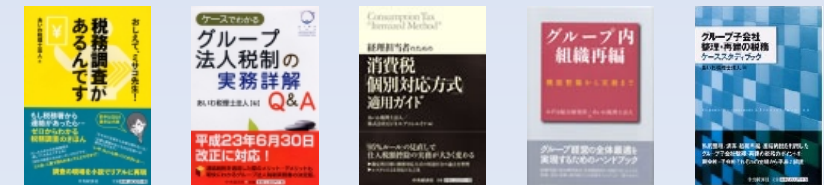
時期	譲受会社	譲渡会社	対象会社				あいわ業務		
	種別	種別	種別	業種	売上 (億円)	従業員数 (人)	DD	株価 算定	スキーム 検討
2009/11	東証1部	個人等	非上場	福祉用具販売	1～10	10～100	○	×	×
2009/12	東証1部	東証1部	非上場	不動産管理	10～50	100～1000	○	○	×
2010/3	上場子	個人等	非上場	映像等の企画制作	1～10	10～100	○	○	×
2010/7	上場子	非上場	非上場	アニメ制作	10～50	10～100	○	×	×
2010/11	上場子	個人等	非上場	携帯電話販売	1～10	1～10	○	×	○
2010/12	マザーズ	個人等	非上場	映像制作	1～10	10～100	○	○	×
2011/2	非上場	個人等	非上場	土木建築	1～10	1～10	○	×	×
2011/3	マザーズ	個人等	非上場	CG開発	10～50	10～100	○	×	×
2011/7	上場子	個人等	非上場	携帯電話販売	10～50	10～100	○	×	○
2011/9	マザーズ	個人等	非上場	雑誌発行	1～10	10～100	○	○	×
2011/11	東証1部	東証1部	非上場	不動産賃貸管理	50～100	10～100	○	○	×
2011/11	上場子	個人等	非上場	ソフトウェア開発	10～50	10～100	○	○	○
2011/11	マザーズ	個人等	非上場	産業廃棄物収集運搬処理処分	1～10	10～100	○	×	○
2011/12	東証1部	非上場	非上場	不動産賃貸管理	10～50	100～1000	○	○	×
2012/1	非上場	個人等	非上場	自動車等の輸出入	1～10	10～100	○	×	○
2012/2	東証1部	海外上場	非上場	ホテル運営	50～100	100～1000	○	×	○

■ セミナー主催実績及び出版・執筆実績

開催日	区分	セミナー内容
H23.10.27	その他諸税	社内不正事例とその対策
H23.11.24	所得税	国境を越えて働く社員の税務
H24.1.26	税法全般	23年度税制改正と24年度税制改正大綱
H24.2.21	法人税	初心者のための法人税申告書の作り方
H24.3.22	消費税	消費税「個別対応方式」実務への対応
H24.5.18	法人税	会社の資本金と税務
H24.6.19	会計	税効果会計の実務
H24.7.27	法人税	中小・中堅企業のための海外進出の税務対策
H24.9.19	法人税	知っておきたい中国現地法人の税務リスクとその対応策

※過去1年の弊法人主催のクライアント向けセミナーの実績となっております。

- 月に1回程度の頻度で開催するクライアント向けセミナーの他、金融機関等のセミナー講師も数多く務めて
- テーマは法改正から最新情報まで多岐にわたります。



ACCESS



沿革

- 平成4年7月 公認会計士4名で、
藍和共同事務所を新宿区四ツ谷に設立
- 平成9年4月 事務所を新宿区北新宿に移転
- 平成12年8月 事務所を港区芝に移転
- 平成14年11月 あいわ税理士法人を設立
- 平成18年7月 事務所を港区港南に移転

会社概要

- 設立 平成14年11月
- 本社 〒108-0075
東京都品川区港南2-5-3
オリックス品川ビル4F
TEL : 03-5715-3316
FAX : 03-5715-3318
<http://www.aiwa-tax.or.jp>
- 代表社員 石川正敏（公認会計士・税理士）
- 従業員数 グループ全体97名
あいわ税理士法人単体32名
（うち公認会計士4名、税理士・有資格者21名）
- グループ会社 株式会社ビジネス・アソシエイツ